

茨城県生活環境の保全等に関する条例による規制基準

○ 騒音についての規制基準

時間の区分 区域の区分	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 5 種区域	75 デシベル	75 デシベル	65 デシベル

備考

- 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域及び第 5 種区域とは、それぞれ次に定める区域とする。
 - 第 1 種区域都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域
 - 第 2 種区域都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 住居地域及び準住居地域
 - 第 3 種区域都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途指定のない区域
 - 第 4 種区域都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域
 - 第 5 種区域都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域
- 第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域内に所在する学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準値は、5 デシベルを減じた値とする。

○ 振動についての規制基準

人に不快感を与える等によりその生活を妨げ、又は物に被害を与えることがないと認められる程度の振動の大きさ